

# 平成 30 年度 佐賀県医師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

佐賀県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成 30 年度の実践計画を次のとおり策定する。

## 1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。

## 2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌（医界佐賀）等により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修会等を受講するよう努める。

## 3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するよう努める。

## 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

## 5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い九州厚生局及び佐賀県に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

## 6 雜 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。